

平成 23 年

第 4 回市議会定例会 議案第 20 号

函館市営住宅条例の一部改正について

函館市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 12 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市営住宅条例の一部を改正する条例

函館市営住宅条例（平成 9 年函館市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 58 条の 11 第 2 項を次のように改める。

2 前項本文の規定により徴収する駐車場の使用料は、月額とし、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、1 区画につき当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる駐車場以外の駐車場 3,000 円

(2) 函館市支所設置条例（昭和 31 年函館市条例第 30 号）別表に定める函館市戸井支所、函館市恵山支所、函館市榎法華支所および函館市南茅部支所の所管区域内の駐車場 1,000 円

附 則

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 58 条の 11 第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る駐車場の使用料について適用し、同日前の使用に係る駐車場の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

戸井支所，恵山支所，楳法華支所および南茅部支所の所管区域内の市営住宅の駐車場で一定の整備が行われたものの使用者から使用料を徴収することとするため